

令和7年度湘南地区整備連絡協議会

総会
提出議題

令和7年（2025年）5月30日（金）

湘南地区整備連絡協議会

目 次

議 事

第 1 号議案		
令和 6 年度	湘南地区整備連絡協議会事業について	1
第 2 号議案		
令和 6 年度	湘南地区整備連絡協議会歳入歳出決算の承認について	2
第 3 号議案		
	湘南地区整備連絡協議会の廃止について	5
第 4 号議案		
令和 6 年度	湘南地区整備連絡協議会歳入歳出決算余剰金について	6

第1号議案

令和6年度 湘南地区整備連絡協議会事業について

1 広域的なまちづくりの推進に関する事項

藤沢市村岡地区、鎌倉市深沢地区の広域的なまちづくりに関しては、各々の事業の進捗状況や課題の共有を行うことで、土地区画整理事業においては土地区画整理審議会を設置するとともに、土地の再配置に必要な換地設計など、工事着手に向けた取組を実施した。

村岡新駅（仮称）においては、令和6年10月に工事に着手するなど、着実な事業進捗を図った。

広報活動等の取組は、市民等へ配布を行うために広報紙の増刷やホームページへの掲載等広報活動を行った。

2 協議会の開催

令和6年（2024年）5月29日、協議会総会を開催した。

3 幹事会の開催

令和6年（2024年）5月21日、幹事会を開催した。

第2号議案

令和6年度 湘南地区整備連絡協議会歳入歳出決算の承認について

令和6年度湘南地区整備連絡協議会歳入歳出決算の承認について、次のとおり、監事の意見を付し、承認を求めます。

令和7年（2025年）5月30日

湘南地区整備連絡協議会
会長 星名 隆

令和6年度 湘南地区整備連絡協議会

歳入歳出決算書

(単位：円)

歳 入		歳 出	
歳入予算額	748,190	歳出予算額	748,190
歳入決算額	748,499	歳出決算額	70,499

(単位：円)

歳入歳出差引額	678,000
余剰金	678,000

令和6年度 湘南地区整備連絡協議会
歳入歳出決算書

(歳入)

(単位：円)

科 目	予 算 額 ①	決 算 額 ②	比 較 ②-①	説 明
1 負 担 金	0	0	0	0円×3県市
協議会負担金	0	0	0	
2 繰 越 金	748,180	748,180	0	令和5年度協議会繰越金
前年度繰越金	748,180	748,180	0	
3 諸 収 入	10	319	309	預金利子 ① R6.8.12まで 49円 ② R7.2.9まで 270円
預 金 利 子	10	319	309	
歳 入 合 計	748,190	748,499	309	

(歳出)

(単位：円)

科 目	予 算 額 ①	決 算 額 ②	比 較②-①	説 明
1 事 業 費	448,190	67,394	△380,796	広報活動等に要する費用（広報紙増刷費）
2 会 運 営 費	300,000	3,105	△296,895	協議会開催事務経費
歳 出 合 計	748,190	70,499	△677,691	

(歳入) 決算額 ② (歳出) 決算額 ② 差引額 (余剰金)
748,499 - 70,499 = 678,000

令和6年度 湘南地区整備連絡協議会

歳入歳出決算の監査について

令和6年度湘南地区整備連絡協議会歳入歳出決算について、証書類を厳正に審査したところ、適正なものと認めます。

令和7年（2025年）5月7日

監事 藤沢市 都市整備部
部長 額賀 健 

第3号議案

湘南地区整備連絡協議会の廃止について

村岡・深沢のまちづくりは、関係者間で令和3年3月に「村岡・深沢地区のまちづくりに関する基本協定」、令和4年3月に「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」を締結している。

これらに基づき、令和5年10月にUR都市機構、両市がそれぞれ、土地区画整理事業、両地区をつなぐ道路事業の事業認可を取得し、土地の再配置に必要な換地設計など工事着手に向けた取組を開始、令和6年10月にJR東日本が村岡新駅（仮称）に工事着手しており、まちづくりの取組は、計画段階から基盤整備の実施局面へ着実に進展している。

このことから、湘南地区整備連絡協議会における連携体制は一定の役割を果たしたため、令和7年5月30日をもって湘南地区整備連絡協議会を廃止する。

なお、協議会廃止以降は、「村岡・深沢地区のまちづくりに関する基本協定」、「東海道本線大船・藤沢間村岡新駅（仮称）設置及び自由通路整備に関する基本協定書」に基づき、関係者間で連携体制を保持していくものとする。

第4号議案

令和6年度 湘南地区整備連絡協議会歳入歳出決算余剰金について

第3号議案による湘南地区整備連絡協議会の廃止が承認された場合、令和6年度決算の余剰金678,000円については、神奈川県、藤沢市、鎌倉市にそれぞれ3分の1ずつ還付するものとする。

還付額

神奈川県	226,000円
藤沢市	226,000円
鎌倉市	226,000円